

第1号様式（第3条及び第4条関係）

樹木粉砕機借用承認申請書（承認書）

年 月 日

二本松市長

（申請者）団 体 名

代表者住所

代表者氏名

電 話 番 号

樹木粉砕機を借用したいので、二本松市樹木粉砕機貸出要綱第3条の規定により申請します。

借用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()	
使用場所	二本松市	
保管場所	二本松市	
現場責任者	住所	
	氏名	電話番号
借用機械	<input type="checkbox"/> 樹木粉砕機 (型式 規格 基) <input type="checkbox"/> 附属品 ()	
承認年月日	上記のとおり承認します。 年 月 日 二本松市長 印	
承認条件等		

※添付書類：使用場所及び保管場所の位置図

(裏面)

樹木粉碎機貸出条件

- 1 二本松市樹木粉碎機貸出要綱や他の法令に違反することのないように使用すること。
- 2 粉碎機をその目的以外に使用し、又は他人に転貸し、若しくは使用させないこと。
- 3 事故や怪我に備え、使用者において損害保険に加入するよう努めること。
- 4 粉碎機の使用に際しては、平坦な場所を選ぶとともに、常に安全に配慮して使用すること。また、動作音や粉碎物等による周辺環境の影響に配慮し、近隣住民からの苦情がないようにすること。
- 5 粉碎機は取扱説明書を確認し、操作方法を遵守のうえ慎重かつ丁寧に扱うこと。
- 6 粉碎機を使用する際は、毎回作業前と終了後の清掃点検を行い、返却時には樹木粉碎機使用報告書(第2号様式)を提出すること。
- 7 粉碎機に故障等異常が認められたとき、又は破損や事故が発生したときは、直ちに作業を中止し、市へ報告のうえ指示を受けること。
- 8 粉碎機の借用期間中に、破損若しくは滅失又は第三者に損害を与える等の事故が発生したときは、誠意を持って対処し、その損害を賠償すること
- 9 粉碎機で樹木以外のものを粉碎しないこと。また、樹木に付着している土石や異物等を除去してから処理すること。
- 10 樹木は規定の直径以下のものを1本ずつ挿入すること。
- 11 雨の日の使用は、粉碎した樹木がスクリーンに詰まりやすくなるため、正常に排出されているか確認しながら使用すること。
- 12 粉碎機を走行させる際は、極力平坦地を走行し、傾斜や障害物がある場合は無理な走行をさせないこと。
- 13 車への積込みの際には、後進にて積み込み、前進にて積み降ろすこと。また、輸送する場合はロープ等で粉碎機を固定し、転倒等が起こらないようにすること。
- 14 粉碎機の燃料、運搬、その他稼働に要する一切の費用は、使用者が負担すること。
なお、返却の際は、燃料を満タンにすること。
- 15 粉碎機を返却する際は、市の指定する場所に返却し、市の確認を受けること。